

山形県災害時広域受援マニュアル

令和5年6月

山形県防災くらし安心部

目 次

第1章 総論

1	マニュアルの目的	1
2	基本的な考え方	1
	(1) 対象とする災害	1
	(2) 対象とする時期（フェーズ）	1
	(3) 対象とする分野等	1
3	本県の受援体制の概要	2
	(1) 県災害対策本部	2
	(2) 消防応援活動調整本部	3
	(3) 山形県ヘリコプター等運用調整班	3
	(4) 進出拠点・活動拠点等	3
4	応援活動を円滑化するための措置	4
	(1) 活動拠点等の確保	4
	(2) 通信手段の確保	4
	(3) 活動内容の調整	5
	(4) 進出ルート等の調整	5
5	市町村との連携	5
	(1) 連絡調整員の派遣について	5
	(2) 防災情報システムの活用について	5

第2章 救助活動等に関する受援マニュアル

1	消防（緊急消防援助隊）	6
	(1) 応援等の要請	6
	(2) 受援体制	8
	(3) 指揮体制等及び通信運用体制	8
	(4) 消防応援活動の調整等	9
	(5) 応援等の引揚げの決定	10
	(6) その他	10
2	警察（警察災害派遣隊）	11
	(1) 想定される活動内容	11
	(2) 派遣要請	11
	(3) 警察災害派遣隊の受入体制の整備	12
3	自衛隊	12
	(1) 災害派遣基準	12
	(2) 想定される活動内容	13
	(3) 要請～派遣の手順	13
	(4) 派遣部隊の受入体制の整備	14
4	海上保安庁	15
	(1) 想定される活動内容	15
	(2) 応援要請の手順	15

第3章 医療救護活動に関する受援マニュアル

1	DMA T (Disaster Medical Assistance Team=災害派遣医療チーム)	16
(1)	想定される活動内容	16
(2)	要請～派遣の手順	16
(3)	DMA Tの受入体制の整備	17
2	医療救護班	18
(1)	想定される活動内容	18
(2)	要請～派遣の手順	18
(3)	医療救護班の受入体制の整備	19
3	DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team=災害派遣精神医療チーム)	19
(1)	想定される活動内容	19
(2)	他都道府県への要請～派遣の手順	19
(3)	DPATの受入体制の整備	20

第4章 救援物資受入等に関する受援マニュアル

1	救援物資の受入	21
(1)	救援物資の供給	21
(2)	救援物資の調達、不足物資の供給要請	23
(3)	救援物資の輸送	24
(4)	救援物資受入体制の整備	24
2	救援物資の集積配分拠点の運営	25
(1)	集積配分拠点運営計画フロー	25
(2)	広域物資輸送拠点	26
(3)	地域内輸送拠点	27

第5章 その他の応急対策業務に関する受援マニュアル

1	国土交通省(災害派遣)	28
(1)	想定される活動内容	28
(2)	要請の手順	28
(3)	派遣部隊の受入体制の整備	29
(4)	災害現場における調整	29
2	避難所運営支援等に関する応援要請	29
(1)	被災地における応急対策業務に関する需要の把握(地域支部)	29
(2)	応援の要請	30
(3)	応援職員受入調整	32
3	県への人的・物的支援に関する応援要請	32
(1)	応援の要請	32
(2)	応援職員受入調整	33
3	その他の業務	33

第6章 進出拠点・活動拠点等

1	進出拠点	34
(1)	進出拠点の位置づけ	34
(2)	進出拠点の選定	34
2	活動拠点	34
(1)	活動拠点の位置づけ	34

(2) 活動拠点の選定	34
3 災害拠点病院	34
(1) 災害拠点病院の位置づけ	34
(2) DMA T活動拠点本部となる病院等の選定	34
(3) DMA T活動拠点本部の管理運営	34
4 災害拠点精神科病院	35
(1) 災害拠点精神科病院の位置づけ	35
(2) D P A T活動拠点本部となる病院等の選定	35
(3) D P A T活動拠点本部の管理運営	35
5 S C U (Staging Care Unit=航空搬送拠点臨時医療施設)	35
(1) S C Uの位置づけ	35
(2) S C Uの設置	35
(3) S C Uの管理運営	36
6 広域物資輸送拠点	36
(1) 広域物資輸送拠点の位置づけ	36
(2) 発災時における広域物資輸送拠点の選定	36
(3) 広域物資輸送拠点の運営(再掲)	37
7 地域内輸送拠点	38
(1) 地域内輸送拠点の位置づけ	38
(2) 発災時における地域内輸送拠点の選定	38
(3) 地域内輸送拠点の運営(再掲)	38

山形県災害時広域受援マニュアル

第1章 総論

1 マニュアルの目的

国の防災基本計画では、「地方公共団体は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるものとし、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点等について必要な準備を整える」ものとされており、県の地域防災計画においても「広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える」ものとしている。

県地域防災計画に基づき、県内で大規模災害が発生した場合に本県が応援を受ける際の活動内容を明確にし、応援部隊や支援物資等の受入体制を整備するため、その手順や活動拠点等について取りまとめた「山形県災害時広域受援マニュアル」を策定する。

2 基本的な考え方

このマニュアルは、山形県地域防災計画に基づく大規模災害発生時の広域受援に関するマニュアルであり、対象とする災害、時期（フェーズ）、分野等は下記（1）から（3）のとおりとする。

大規模災害発生時には、このマニュアルに基づき速やかに応援部隊や支援物資を受け入れ、災害応急対策を円滑かつ効果的に実施するものとする。

（1）対象とする災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因（放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故）により生ずる被害）を対象とする。

（2）対象とする時期（フェーズ）

原則として災害応急対策が実施される時期（フェーズ）のうち、急性期（災害発生から概ね72時間）を主な対象とする。

（3）対象とする分野等

対象とする広域受援の分野等は下記のとおりとする。ただし、マニュアルを定期的に見直し、必要に応じて適宜項目を修正するものとする。

- ① 救助活動等（消防（緊急消防援助隊）、警察（警察災害派遣隊）、自衛隊（災害派遣）、海上保安庁）

- ② 医療救護活動（DMA T、医療救護班、D P A T）
- ③ 救援物資の受入
- ④ その他の応急対策業務（避難所運営支援、被災建築物応急危険度判定、緊急災害派遣隊（T E C - F O R C E）等）
- ⑤ 活動拠点等の配置

3 本県の受援体制の概要

(1) 県災害対策本部

県災害対策本部は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するために設置される。

① 県災害対策本部の組織及び設置場所

本部長：知事

副本部長：副知事

本部員：企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、各部長等

本部事務局：事務局長（防災くらし安心部長）、各応急対策班

本部事務局設置場所：県庁講堂

② 県災害対策本部の広域受援に関する業務等

県災害対策本部事務局には7つの応急対策班が設置されることになっており、広域受援に関する主な業務の事務分掌については、次のとおり定められている。

班 名	広域受援に関する主な業務
総合調整班	関係機関との連絡調整 応急対策班間の連絡調整
管理班	応援職員の受入調整 市町村に対する支援職員の派遣
保健医療対策班	災害派遣医療チーム（DMA T）の出動要請 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の出動要請 ヘリコプターによる搬送 医療救護班の派遣
輸送対策班	緊急輸送路及び輸送手段の確保 輸送機関への要請 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点施設の指定
生活救援班	救援物資の供給及び要請 救援物資（供給量）の確認

③ 連絡員（リエゾン）の受入

県災害対策本部は、関係機関との連絡調整を迅速かつ円滑に実施するため、連絡調整の窓口となる連絡員（リエゾン）を受け入れるものとする。

※県災害対策本部の組織、活動の詳細については、「山形県大規模災害発生時の災害対策本部事務局活動マニュアル」（以下「本部事務局活動マニュアル」という。）参照。

(2) 消防応援活動調整本部

消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の2の規定により、県内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動した場合に設置される。

① 調整本部の組織及び設置場所

調整本部長：知事

調整本部構成機関：県、消防本部、市町村、緊急消防援助隊

設置場所：県災害対策本部事務局内

② 調整本部がつかさどる事務

災害発生市町村の消防の応援等のため県及び県内の市町村が実施する措置の総合調整に関すること及び当該事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関することである。

本部事務局活動マニュアルでは、消防応援活動調整本部の事務は県災害対策本部事務局の総合調整班が行うものとしている。

(3) 山形県ヘリコプター等運用調整班

山形県ヘリコプター等運用調整班（以下「ヘリ運用調整班」という。）は、複数機関のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合において、ヘリコプター等の効率的な運用調整と安全運航体制を確保するため、県災害対策本部事務局長（防災くらし安心部長）の指示により、消防救急課長が設置する。

① ヘリ運用調整班の組織及び設置場所

責任者：県消防救急課長

ヘリ運用調整班長：県消防防災航空隊副隊長又は県消防救急課長が指名する者

運用調整員：山形県ヘリコプター等運用調整会議構成機関から派遣

設置場所：県災害対策本部事務局内又はその近接する場所

② ヘリ運用調整班の活動調整事項

参画機関のヘリコプター等の活動拠点、集結場所及び離着陸場の調整

参画機関の災害対策活動及び活動拠点の任務の振り分け調整 等

※関連する計画等

山形県ヘリコプター等運用調整会議規約

大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画

(4) 進出拠点・活動拠点等

応援部隊及び支援物資等を迅速かつ円滑に受け入れるため、県は、あらかじめ進出拠点・活動拠点等の候補地を選定するものとする。

このマニュアルでは、次に掲げる施設を活動拠点等として位置付けるものとする。

- ① 進出拠点（応援部隊が被災地に進出する際に進出目標とし、一時的に集結する拠点）
- ② 活動拠点（応援部隊が被災地において活動する際に使用する拠点及び応援部隊が被災地に滞在するために必要な拠点：宿泊場所、活動車両駐車場、ヘリポート等）
- ③ 災害拠点病院（災害による重篤患者に対する救命医療等の高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受入や、広域医療搬送に係る対応等を行う病院）
- ④ 災害拠点精神科病院（被災地からの精神障がい者の優先受入対応、広域搬送に係る調整、D P A T活動拠点本部の設置等の役割を担う精神科病院）
- ⑤ S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）
- ⑥ 広域物資輸送拠点
- ⑦ 地域内輸送拠点

4 応援活動を円滑化するための措置

（1）活動拠点等の確保

県災害対策本部は、関係機関と調整のうえ、あらかじめ選定した候補施設から応援部隊が使用する活動拠点等を確保する。

（2）通信手段の確保

① 広域的な応援要請を行う際の通信手段の確保

県災害対策本部は、広域的な応援要請の調整等に県防災行政通信ネットワークを最優先に使用する。

県防災行政通信ネットワークが使用不能となった場合は、電気通信事業者設備及び国土交通省多重無線回線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。県防災行政通信ネットワークに加え、電気通信事業者設備等も使用不能となった場合は、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用、又は（一社）アマチュア無線連盟山形県支部への応援要請により通信を確保する。

② 市町村災害対策本部との通信手段の確保

県災害対策本部、市町村災害対策本部の相互の通信も、原則として、県防災行政通信ネットワークを使用する。県防災行政通信ネットワークが使用不能となった場合は、上記と同様に対応する。

③ 応援部隊等との通信手段の確保

災害現場又は前線拠点の広域応援部隊と災害対策本部等の連絡は、現地の状況を踏まえ、公衆電話回線（N T T固定電話、衛星携帯電話等）を含めた様々な手段を使用する。

警察、消防、自衛隊の各部隊については、それぞれの機関の無線網等を使用する。

※関連する計画等 本部事務局活動マニュアル P27 「情報通信手段の確保」

(3) 活動内容の調整

① 関係機関との合同会議

県対策本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じ、本部員会議と防災関係機関との合同会議を開催する。

② 救助活動等の調整

県対策本部は、救助活動等に関係する組織・部隊間の活動調整等を図るため、必要に応じ関係機関合同の連絡会議を行う。

構成機関：県災害対策本部総合調整班、消防応援活動調整本部、ヘリ運用調整班、県警本部（連絡員）、自衛隊（連絡幹部）、海上保安庁（連絡員）、DMAT調整本部等

主な調整事項：応援部隊等の配置、応援部隊等の後方支援等

③ 合同調整所の設置等

警察、消防、海上保安庁、自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動区域、活動内容、情報通信手段等について、部隊間の情報共有、活動調整を行うとともに、必要に応じ相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等と密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(4) 進入ルート等の調整

県災害対策本部、消防応援活動調整本部及びヘリ運用調整班は、応援部隊の進入ルート、支援物資の受入ルートについて、道路等の被災状況・混雑状況等を考慮し、関係機関（道路管理者等、市町村災害対策本部、応援部隊派遣機関等）と調整のうえ下記の道路等から選定するものとする。

① 県外につながる主要道路

② 防災拠点を結ぶ道路（緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられた路線）

③ ヘリコプター臨時離着陸場

④ 物資受入港

5 市町村との連携

(1) 連絡調整員の派遣について

県は、災害発生時の迅速かつ確実な情報伝達を確保することを目的に、被災市町村に対し管轄する総合支庁から連絡調整員を派遣する。

(2) 防災情報システムの活用について

県は、市町村等関係機関との情報共有を図るため、防災情報システムを活用する。

第2章 救助活動等に関する受援マニュアル

1 消防（緊急消防援助隊）

（1）応援等の要請

① 応援等要請の手続き

ア 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別図第1のとおり行うものとする。

イ 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び山形県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、山形県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成31年消防広第35号。以下「要請要綱」という。）別記様式1-2）。

（ア）災害の概況

（イ）出動が必要な区域や活動内容

（ウ）その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

ウ 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとする。

エ 被災地の市町村長は、知事に対してイの連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、イ各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

オ 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山形県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちにを行うものとし、イ各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

カ 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防

援助隊の応援等の要請を行うものとする。

キ 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。

ク 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議する。

ケ 知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。

コ 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

② 緊急消防援助隊の応援等決定通知等

ア 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

イ 知事は、長官から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村長に対して通知するものとする。

③ 迅速出動等適用時の対応

ア 山形県内の消防本部は、要請要綱第5条に規定する出動準備又は要請要綱第29条に規定する迅速出動が適用となる災害が山形県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、山形県に対して報告するものとする。

イ 山形県は、要請要綱第5条に規定する出動準備又は要請要綱第29条に規定する迅速出動が適用となる災害が山形県内で発生した場合は、早期に山形県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

ウ 山形県は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

④ 連絡体制

ア 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 受援体制

① 消防応援活動調整本部の設置

ア 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、消防組織法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

② 指揮本部の設置

ア 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

イ 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段的確保等を行うものとする。

(3) 指揮体制等及び通信運用体制

① 指揮体制等

ア 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

イ 指揮支援部隊長は、調整本部の副本部長として、山形県内で活動する指揮支援隊を統括し、県災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

ウ 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。

エ 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

オ 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

カ 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

② 通信運用体制

ア 山形県内の無線通信運用体制は、別表第6のとおりとする。

(4) 消防応援活動の調整等

① 進出拠点

ア 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

(ア) 陸上隊の第一次進出拠点及び担当消防本部は、別表第8のとおりとする。

(イ) 陸上隊の第二次進出拠点及び担当消防本部は、別表第9のとおりとする。

(ウ) 第一次進出拠点は、原則として緊急消防援助隊の具体的な部隊配備が決定していない場合に利用し、第二次進出拠点は部隊配備が決定している場合に利用するものとする。

(エ) 航空部隊の集結地は、山形空港とする。ただし、当該空港が被災等により利用できない場合及び特に変更する必要がある場合は、別表第10の中から知事が選定するものとする。

(オ) 指揮支援部隊の航空隊が被災地に集結する必要がある場合は、(4)に準じるものとする。

イ 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

ウ 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

エ 連絡員等は、到着した各都道府県大隊、各都道府県統合機動部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

② 任務付与

ア 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

(ア) 被害状況

(イ) 活動方針

(ウ) 活動地域及び任務

(エ) 安全管理に関する体制

(オ) 使用無線系統

(カ) 地理及び水利の状況

(キ) 燃料補給場所

(ク) その他活動上必要な事項

③ 部隊移動

ア 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。

④ 長官の求め又は指示による部隊移動

ア 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

イ 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

ウ 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

エ 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

⑤ 知事による部隊移動

ア 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

イ 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、山形県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

ウ 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長に対し、要請要綱別記様式6-5により指示を行うものとする。

エ 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-6により通知するものとする。

オ 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

⑥ 部隊移動に係る連絡

ア 調整本部は、部隊移動を行う場合は、県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

(5) 応援等の引揚げの決定

① 活動終了及び引揚げの決定

ア 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

イ 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)

ウ 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

(6) その他

① 情報共有

ア 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

② 地理情報

ア 山形県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

(ア) 各部隊の進出拠点（別表第 8、別表第 9 及び別表第 10）

(イ) ヘリコプターランディングポイント（別表第 12）

(ウ) 燃料補給可能場所（別表第 15 及び別表第 16）

(エ) 河川、プール、防火水槽等の水利状況

(オ) 物資補給可能場所・建設重機派遣可能事業所（別表第 18 及び別表第 19）

(カ) 宿営場所（別表第 13 及び別表第 14）

(キ) 広域避難場所

(ク) 救急医療機関（別表第 20）

2 警察（警察災害派遣隊）

（1）想定される活動内容

- ① 情報の収集及び連絡
- ② 避難誘導
- ③ 救出救助
- ④ 検視、死体見分及び身元確認の支援
- ⑤ 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- ⑥ 行方不明者の捜索
- ⑦ 治安の維持
- ⑧ 被災者等への情報伝達
- ⑨ 警察災害派遣隊のための宿泊所の手配並びに物資の調達、管理及び搬送
- ⑩ その他山形県警察本部長が特に指示する活動

（2）派遣要請

① 援助の要求

県公安委員会は、災害の発生に伴い必要と認める場合は、警察法第 60 条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に援助（警察災害派遣隊の派遣）を要求する。

② 派遣の調整

警察本部は、大規模災害が発生した場合、直ちに被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災状況等の詳細な把握ができない段階にあっても、援助の要求に関して警察庁及び東北管区警察局に必要な連絡を行い、その調整の下、必要な対応を検討するものとする。

(3) 警察災害派遣隊の受入体制の整備

① 警察災害派遣隊の運用

警察本部は、被災状況等を勘案し、派遣される部隊の活動地域及び活動拠点を速やかに選定するとともに、当該部隊が被災地等に到着した直後からこれを効果的に運用して活動を実施するものとする。

② 活動拠点の確保等

警察災害派遣隊は、進出拠点等に集結した後、活動拠点に転進し、同所を拠点として所要の任務に当たることとする。

③ 部隊活動の指揮

警察本部は、警察の総合力を発揮して迅速かつ的確な災害警備実施が推進できるよう、県内全体の被害状況を把握し、活動の優先度を勘案の上、到着した部隊から速やかに配置するとともに、警察災害派遣隊の活動を掌握・指揮する。

④ 部隊の転進等

警察本部は、被害の状況を勘案し、部隊の移動、転進、交代等計画的な部隊運用を行うものとする。

⑤ 資機材の提供等

ア 応援部隊が使用する資機材、物資等は、原則として、派遣元都道府県において準備するものとする。ただし、被災地の状況等により別に必要となる資機材、物資等については、県備蓄資機材の貸与、協定締結事業者からの調達等により対応することができる。

イ 燃料の補給

応援へり、車両が使用する燃料補給基地は、県災害対策本部、警察本部、警察庁、東北管区局、派遣元都道府県警察が協議して決定する。

⑥ 支援対策室及び支援対策部隊との連携

警察本部は、警察庁緊急災害警備本部に設置され、警察災害派遣隊の宿泊所手配等の受援業務、装備資機材及び燃料その他物資の調達の調整等被災地警察に対する支援業務を担う支援対策室及び支援対策部隊と積極的に連携するものとする。

3 自衛隊（災害派遣）

(1) 災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること（公共性の原則）
- ② 差し迫った必要があること（緊急性の原則）
- ③ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

(2) 想定される活動内容

救 援 活 動 区 分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(3) 要請～派遣の手順

① 派遣要請先及び連絡窓口

災 害 派 遣 の 要 請 先	電 話 番 号
陸上自衛隊第 6 師団 (第 3 部防衛班)	電 話 0237-48-1151 内線 5075 (夜間・休日 当直 内線 5207・5019) ファクシミリ 0237-47-1784 (直通)
海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部 (作戦室)	電 話 0773-62-2250 内線 2224 電 話 0772-62-2255 (直通) ファクシミリ 0773-64-3609 (直通)

航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課 2 班)	電 話 04-2953-6131 内線 2233 (夜間・休日当直 内線 2204) ファクシミリ 04-2953-6131 内線 2269
---------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

② 活動内容等の調整

県は、自衛隊の派遣部隊と協議し、対策の緊急性、重要性を判断して救護活動の優先順位を定め、自衛隊活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

③ 災害派遣要請

ア 要請は、陸上自衛隊第6師団長あてに行う。

イ 要請内容が海上自衛隊所管であることが具体的に判明している場合は、海上自衛隊舞鶴地方総監に直接要請する。

ウ 要請内容が航空自衛隊所管であることが具体的に判明している場合は、海上自衛隊中部航空方面隊長に直接要請する。

④ 災害派遣部隊撤収要請

ア 災害派遣部隊の撤収にあたっては、当該市町村長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議する。

イ 災害派遣撤収手続にあたり、先ず電話等で派遣自衛隊に撤収を要請し、事後速やかに文書を送付する。

(4) 派遣部隊の受入体制の整備

① 連絡幹部の受入

次の場合等に、通信機器を携帯した連絡幹部を受け入れる。

ア 県内で震度5強以上の地震が観測された場合

イ 県内で震度5弱以下の地震が観測された場合は、必要に応じて

ウ 気象庁が、山形県に大津波警報を発表した場合 等

② 連絡調整所等の設置

ア 設置場所：県庁2階講堂

イ 連絡幹部執務室：県庁舎内会議室を確保する。

ウ 自衛隊は、自衛隊内部の連絡・調整業務を円滑かつ適切に実施するため、必要に応じて、通信系を構築する。県は、アンテナ等の通信設備を設置するため、庁舎西側屋上等を確保する。

③ 資機材等の準備

ア 作業実施に必要な図面の確保

イ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

ウ 派遣部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所の決定

④ 受入施設等の確保

ア 県及び市町村は、派遣部隊を受け入れるために、活動拠点を確保する。

活動拠点は、「資料編 P6～20 活動拠点候補地」から選定する。

イ 市町村は、飲料水等の提供、活動用資材の提供及びヘリコプター臨時離着陸場の確保等について、自衛隊連絡員等と調整を行う。

4 海上保安庁

(1) 想定される活動内容

① 被害状況の調査

震度5弱以上を観測する地震が発生したとき、津波警報等が発表されたとき、その他必要と認めるときは、巡視船艇、航空機等により海域部及び沿岸部の被害調査にあたるとともに、関係機関等からの情報収集に努める。

また、収集した情報は、県災害対策本部（本部が未設置のときは県防災危機管理課）及び関係機関へ通報する。

② 要救助者等の捜索・救助

酒田海上保安部は、船舶の海難や要救助者等が発生した場合は、巡視船艇、航空機により捜索を行う。この際、要救助者等が多数の場合は、必要に応じて県災害対策本部（本部が未設置のときは県防災危機管理課）と調整する。

③ 人員及び物資の緊急輸送

酒田海上保安部は、負傷者、救助・救急要員、医師等の人員及び必要な資機材、飲料水、食糧その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について、防災関係機関等から要請があったとき、又は必要と認めたときは、巡視船艇又は航空機等により緊急輸送を行う。

(2) 応援要請の手順

① 活動内容等の調整

酒田海上保安部は、必要に応じて、警察・消防・自衛隊と活動調整を行う。

② 応援要請

知事、市町村長、消防関係の一部事務組合の長は、救助・救急活動等の必要があるときは、酒田海上保安部に対して、負傷者、救助・救急要員、医師等の人員及び必要な資機材、飲料水、食糧その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送や救助、救急活動等の支援を要請する。

第3章 医療救護活動に関する受援マニュアル

1 DMA T (Disaster Medical Assistance Team=災害派遣医療チーム)

(1) 想定される活動内容

① 本部 (DMA T活動拠点本部等) 活動

県は、災害時に、被災地域内のDMA Tに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMA T調整本部のほか、必要に応じて、DMA T活動拠点本部、DMA T・SCU本部等のDMA T本部の設置・運営を行う。

② 広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいい、被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に航空搬送拠点を設置して行う。

※SCUとは、航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して都道府県により設置されるものである。

③ 地域医療搬送

被災地内外を問わず、県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送 (県境を越えるものも含む) であって、広域医療搬送以外のものをいい、災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関からSCUへの搬送及び被災地域外のSCUから医療機関への搬送を含む。

④ 病院支援

被災地域内の病院に対する医療の支援をいい、多くの傷病者が来院している病院からの情報発信、当該病院でのトリアージや診療の支援、広域医療搬送、地域医療搬送のためのトリアージ等を含む。

⑤ 現場活動

災害現場でDMA Tが行う医療活動をいい、トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等を含む。

等

(2) 要請～派遣の手順

① DMA T調整本部からの助言

医療政策課は、被災状況を勘案し、表1の県外DMA Tの出動・派遣要請基準に基づき他都道府県への応援要請が必要と判断した場合、応援DMA Tの活動場所、必要人数、活動期間、活動内容、要請を行う他都道府県等及びその派遣について、県災害対策本部保健医療対策班 (DMA T調整本部) に助言を求める。

② 他都道府県または厚生労働省に応援要請

医療政策課は、県災害対策本部保健医療対策班（DMA T調整本部）の助言に基づき、他都道府県又は厚生労働省に他都道府県DMA Tの応援を要請する。

※関係する計画等： **本部事務局活動マニュアル** P80

4-2 災害派遣医療チーム（DMA T）の出動要請

担当：保健医療対策班

※関係する計画等： **山形DMA T運用マニュアル** P10～12

様式－2

表1 県内大規模災害発生時における県外DMA Tの出動・派遣要請基準

地震又は死傷者の規模	出動・派遣要請する範囲 (日本DMA T活動要領)	具体的な要請先
① 震度6強の地震 又は 死者数が50人以上 100人未満見込まれる 災害の場合	・管内のDMA T指定医療 機関	山形DMA T指定病院
	・被災地の都道府県に隣接 する都道府県	秋田県、宮城県、福島県、 新潟県
	・被災地の都道府県が属す る地方ブロックに属する 都道府県	岩手県、青森県
② 震度7の地震 又は 死者数が100人以上 見込まれる災害の 場合	・管内のDMA T指定医療 機関	山形DMA T指定病院
	・被災地の都道府県に隣接 する都道府県	秋田県、宮城県、福島県、 新潟県
	・被災地の都道府県が属す る地方ブロックに属する 都道府県	岩手県、青森県
	・被災地の都道府県が属す る地方ブロックに隣接す る地方ブロックに属する 都道府県	北海道、関東、中部ブロッ クの都県

(3) DMA Tの受入体制の整備

① DMA T調整本部の設置

管内等で活動するすべてのDMA Tを指揮するDMA T調整本部を県災害対策本部保健医療対策班内に設置する。

② DMA T活動拠点本部の設置

DMA T調整本部は、必要に応じて、県内の被災地域を管轄するDMA T活動拠点本部を設置し、管内に参集するDMA Tの指揮及び調整等を行う。DMA T活動拠点本部は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて

複数箇所設置する。

③ DMAT参集拠点本部の設置

DMAT調整本部又はDMAT事務局は、必要に応じて、DMAT参集拠点に、参集したDMATの登録と指揮、厚生労働省、DMAT事務局、DMAT調整本部のDMAT配分方針に基づく配分調整等を行うDMAT参集拠点本部を設置する。

2 医療救護班

(1) 想定される活動内容

- ① 病院における診療等（病院支援）
- ② 救護所における応急措置及び診療等（現場活動）
- ③ 救護所における薬剤管理、調剤、服薬指導等
- ④ 避難所等に対する巡回診療等

(2) 要請～派遣の手順

① 要請～派遣の調整

県災害対策本部保健医療対策班は、災害医療統括コーディネーターと連携し、医療救護班の要請～派遣調整を行う。

発災直後から急性期までのDMATの活動期間においては、DMAT等の動きを踏まえながら調整を行う。

急性期以降においては、DMAT調整本部から移行した医療支援調整本部において調整を行う。

② 国、他都道府県、自衛隊への派遣要請

県災害対策本部保健医療対策班は、県内の医療救護体制では対応しきれないと判断した場合、国、他都道府県、自衛隊に対する医療救護班の派遣要請について、下記の機関に依頼する。

- ・国、他都道府県に対して派遣要請する場合は、地域医療対策課
- ・自衛隊に依頼する場合は、県災害対策本部総合調整班

③ 派遣先の調整(災害医療統括コーディネーターとの連携、保健所等との協議)

他都道府県等から受け入れた医療救護班については、収集した情報を基に、派遣先となる地域を選定し、被災地を管轄する保健所へ派遣する。

保健所においては、地域災害医療連絡調整会議を開催し、地域災害医療コーディネーターと連携して、管轄地域に参集する医療救護班の派遣先を調整する。

※関係する計画等：[本部事務局活動マニュアル](#) P85

4-4 医療救護班の派遣

担当：保健医療対策班

(3) 医療救護班の受入体制の整備

- ① 災害医療統括コーディネーターの県災害対策本部への出動要請
県災害対策本部保健医療対策班は、災害医療統括コーディネーターに当該本部への出動を要請し、連携して医療救護班の受入体制を整備する。
- ② 各保健所における地域災害医療連絡調整会議の開催
各保健所においては、地域災害医療コーディネーターを招集のうえ地域災害医療連絡調整会議を開催し、避難所等での医療救護活動等のニーズを把握・分析し、県災害対策本部保健医療対策班へ医療救護班の派遣を要請するとともに、管轄地域に派遣されてくる医療救護班の受入体制を整備する。

3 D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team=災害派遣精神医療チーム)

(1) 想定される活動内容

- ① 精神科医療機関、医療救護所及び避難所等の情報収集とアセスメント
 - ア 被災が予想される又は精神疾患を持つ患者が集中する精神科医療機関、医療救護所及び避難所等へ出向き、状況やニーズの把握に努める。
 - イ 収集した情報を基に、活動場所における精神保健医療に関するニーズのアセスメントを行う。
 - ウ 収集した情報やアセスメントの内容は、D P A T活動拠点本部へ報告する。
D P A T活動拠点本部が立ち上がっていない場合は、県庁内に設置する山形県D P A T調整本部へ報告する。
- ② 精神科医療機関の機能の補完及び医療救護所における精神科医療の支援
 - ア 災害等によって被災した精神科医療機関又は精神疾患を持つ患者が集中する精神科医療機関の機能の補完を行う。
 - イ 医療救護所に搬送された精神疾患を持つ患者に対して、精神科医療の支援を行う。
- ③ 一般住民及び支援者に対する精神保健活動の支援
 - ア 避難所や住居を訪問し、災害等のストレスによって新たに生じた精神的課題を抱える一般住民に対し支援を行う。
 - イ 地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政職員等の災害時の支援者に対して支援を行う。
- ④ 災害ストレスによる新たな精神患者の発生防止に向けた普及啓発
災害等による心的外傷後ストレス障害(P T S D)等を未然に防止するため、一般住民及び支援者を対象とした精神保健に係る普及啓発を行う。
- ⑤ 活動場所(避難所等)への活動記録の保管及び災害精神保健医療情報支援システム(DMHISS)への記録登録

(2) 他都道府県への要請～派遣の手順

- ① 厚生労働省への派遣要請
- ② 厚生労働省における調整(非被災都道府県への派遣要請、派遣チームの取り

まとめ、被災県への連絡等)

- ③ 参集場所及び活動内容の検討、報告、伝達
- ④ 被災県と派遣可能都道府県との詳細調整
- ⑤ 派遣決定及び出動

(3) DPATの受入体制の整備

① DPAT調整本部の設置

県内の山形DPATの活動を統括するために、県庁内に山形県DPAT調整本部を設置するとともに、そこにDPAT統括者及びDPAT事務局担当者を配置し、災害医療統括コーディネーターの指揮のもとに活動する。

② DPAT活動拠点本部の設置

被災地域の保健所圏域又は市町村単位での山形DPATの活動を統括するために、県は、災害拠点精神科病院の長に対し、DPAT活動拠点本部の設置を要請する。山形県DPAT調整本部の指揮のもとに、山形県地域災害医療コーディネーターリーダー（被災圏域の保健所長）と連携を図りながら、次の業務を行う。

ア 参集したDPATの指揮及び調整

イ 被災地域の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報の収集

ウ 調整本部、他の活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整

エ その他必要な業務

③ 災害精神保健医療情報支援システム（DMH I S S）の活用

DMH I S Sは、「Disaster Mental Health Information Support System」の略称であり、災害時に効率的な活動を行うためのインターネットを用いた情報共有ツールであり、派遣要請や活動記録機能等を有する。

※関係する計画等：災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領

第4章 救援物資受入等に関する受援マニュアル

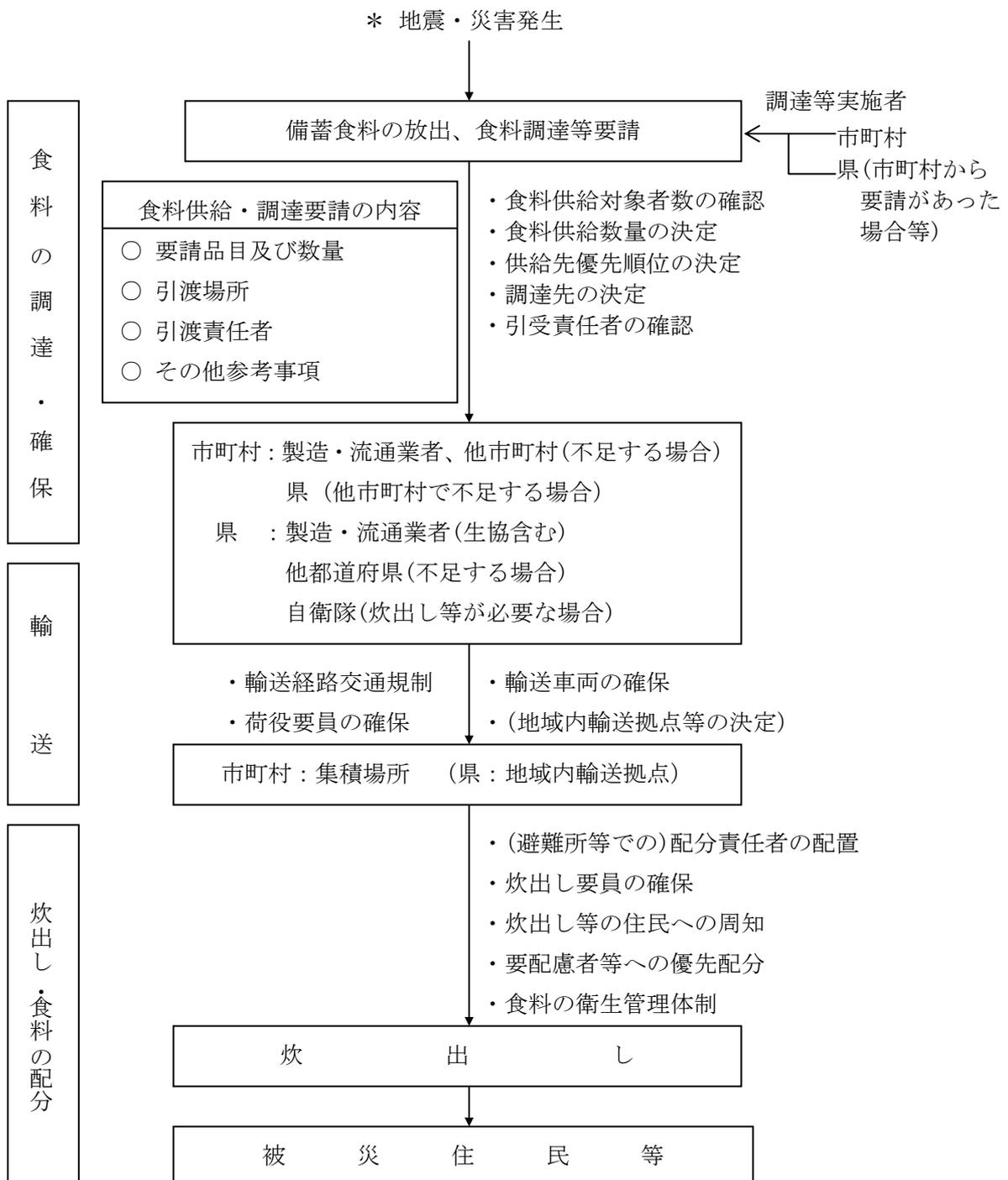
1 救援物資の受入

(1) 救援物資の供給

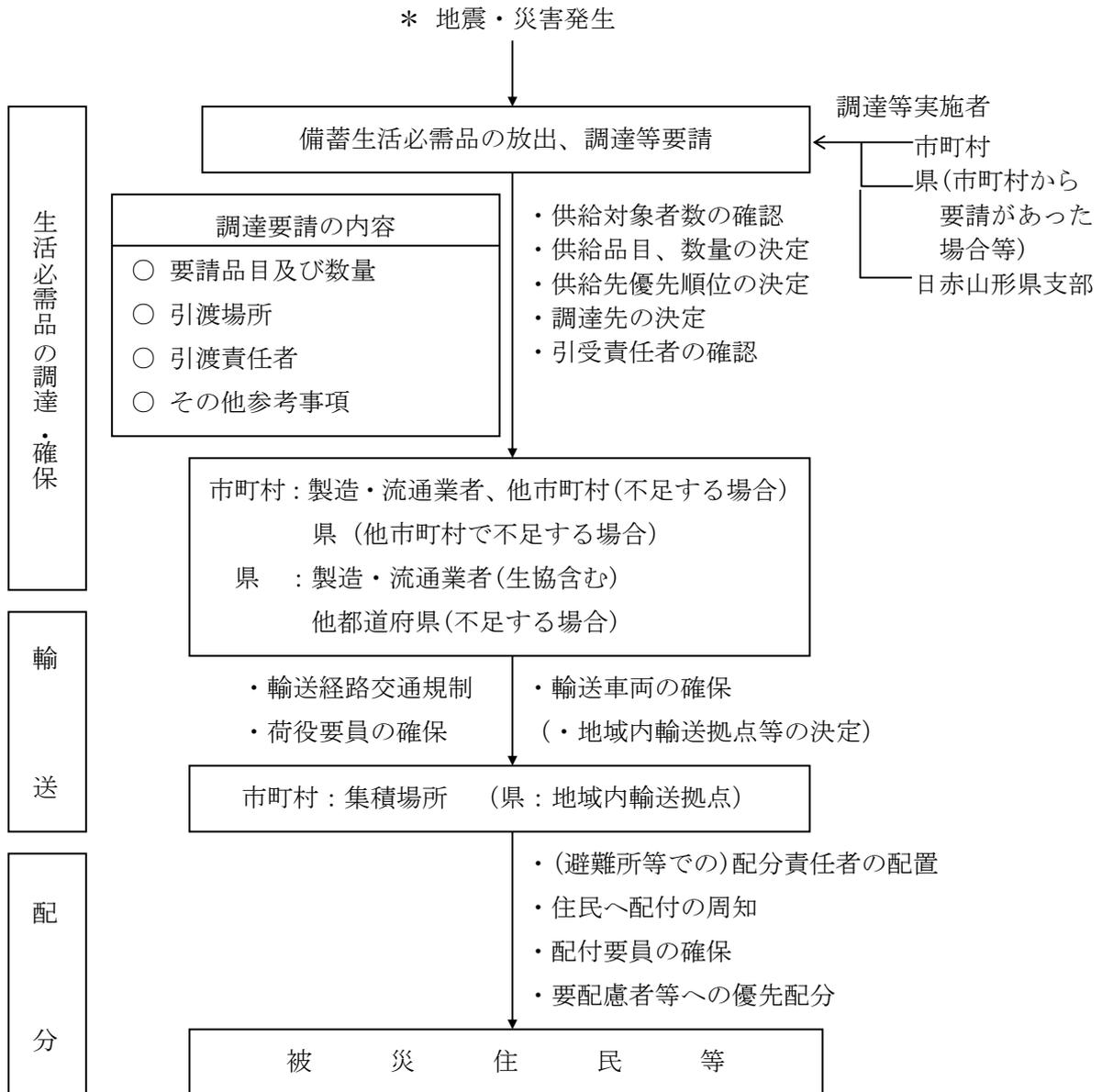
① 救援物資供給計画の作成

災害対策本部生活救援班は、市町村からの要請に基づき、被災市町村毎に救援物資の供給品目、数量及び供給場所等の供給計画を作成する。

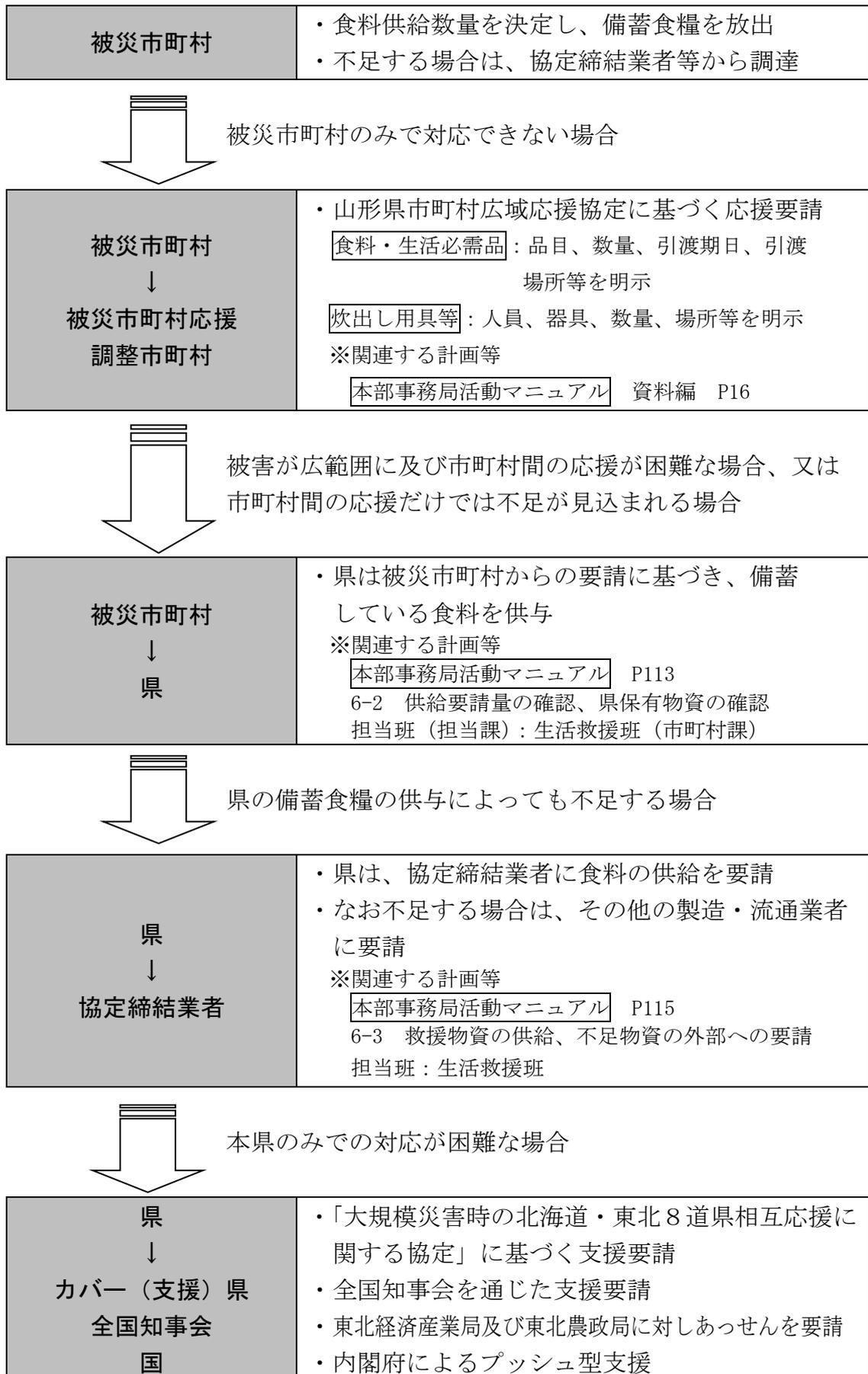
② 食料供給計画フロー【山形県地域防災計画】



③ 生活必需品等物資供給計画フロー【山形県地域防災計画】



(2) 救援物資の調達、不足物資の供給要請



(3) 救援物資の輸送

- ① 物資の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、県有車両又は民間借上車両（「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」等に基づき県トラック協会又は赤帽共同組合に要請）で輸送する。
- ② 陸路輸送が困難な場合は、消防防災ヘリコプターを活用し、又は自衛隊に要請し空路輸送を行う。
また、海上における緊急輸送が必要な場合は、酒田海上保安部に対し緊急輸送を要請する。
- ③ 県が供給する物資は、原則として調達先の配送により、避難所又は地域内輸送拠点へ輸送する。
また、地域内輸送拠点から避難所への輸送は市町村において対応する。
ただし、市町村が物資配送用車両を確保できない場合は、市町村からの要請を受けて、県が必要な車両（県有車両又は民間借上車両）を確保する。

(4) 救援物資受入体制の整備

- ① 集積配分拠点の設置（民間倉庫の活用）
 - ア 県は、各地から寄せられる救援物資を集積・配分するため、被災地外（被害が小さい地域）の候補施設のうちから広域物資輸送拠点を選定、設置する。
なお、候補施設が使用不可能な場合、東北運輸局及び県倉庫協会等の民間団体と協議のうえ、民間候補施設のうちから選定、設置する。
※関係する計画等：[資料編 P27](#) 広域物資輸送拠点候補施設
 - イ 県は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地周辺の公的候補施設のうちから地域内輸送拠点を選定、設置する。
※関係する計画等：[本部事務局活動マニュアル](#) P107
5-4 地域内輸送拠点施設の指定
担当：輸送対策班
[資料編 P28～32](#) 地域内輸送拠点候補施設
- ② カバー（支援）県からの連絡調整員の受入
県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」第6条の規定に基づき、カバー（支援）県から派遣された連絡調整員を受け入れる。連絡調整員は、県災害対策本部において応援に関する業務に従事する。
【本県のカバー（支援）県】

第1順位	第2順位	第3順位
宮城県	新潟県	福島県
- ③ 東北運輸局からの連絡調整員の受入
県は、救援物資等の輸送、保管等の支援を受けるため、東北運輸局から派遣された連絡調整員を受け入れる。連絡調整員は、県災害対策本部において

災害物流に関する応援業務に従事する。

④ 県トラック協会及び県倉庫協会からの物流専門家の受入

県は、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき、救援物資等の輸送、分類及び保管等の支援を受けるため、県トラック協会及び県倉庫協会から派遣された物流専門家を受け入れる。物流専門家は、県災害対策本部において災害物流に関する応援に従事する。

⑤ 広域物資輸送拠点等で使用する荷役資機材の調達

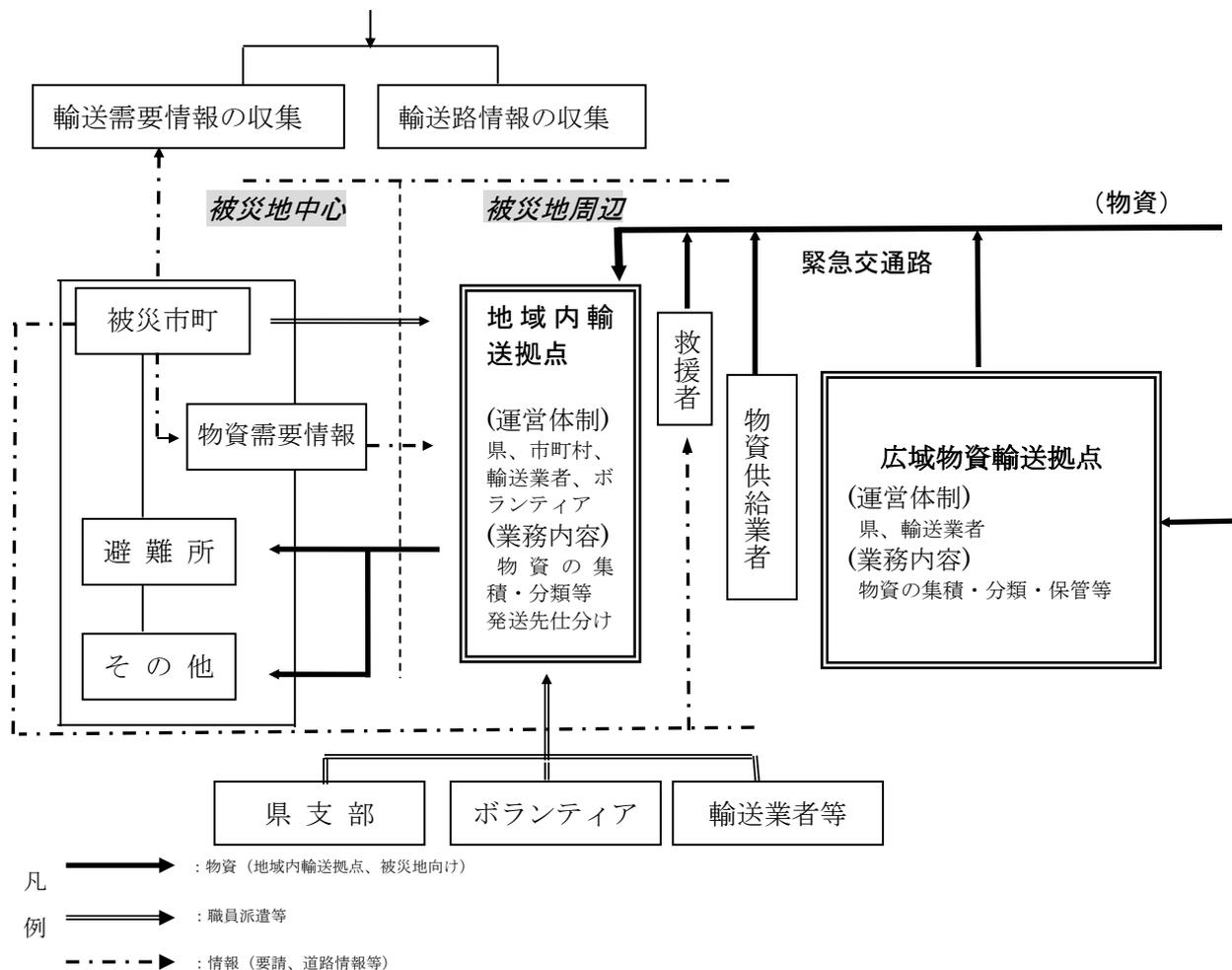
県は、広域物資輸送拠点等を共同で運営する県トラック協会及び県倉庫協会等と調整し、不足する荷役資機材を災害時応援協定に基づき調達する。

資機材名	調達先
フォークリフト	山形県倉庫協会
パレット	
荷役資機材	トヨタ L&F 山形株式会社 山形小松フォークリフト株式会社

2 救援物資の集積配分拠点の運営

(1) 集積配分拠点運営計画フロー

※地震・災害発生



(2) 広域物資輸送拠点

① 応援要請

輸送対策班は、県トラック協会、県倉庫協会に対し、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき緊急物資輸送及び保管等の要請を行うとともに、広域物資輸送拠点への物流専門家を含む人員派遣を依頼する。

② 運営体制

運営責任者（連絡調整）	県（輸送対策班員を派遣）
救援物資の集積、分類及び保管	県倉庫協会
物資仕分け、荷役	県トラック協会、県倉庫協会
輸送及び輸送車両の確保	県トラック協会

③ 運営要領

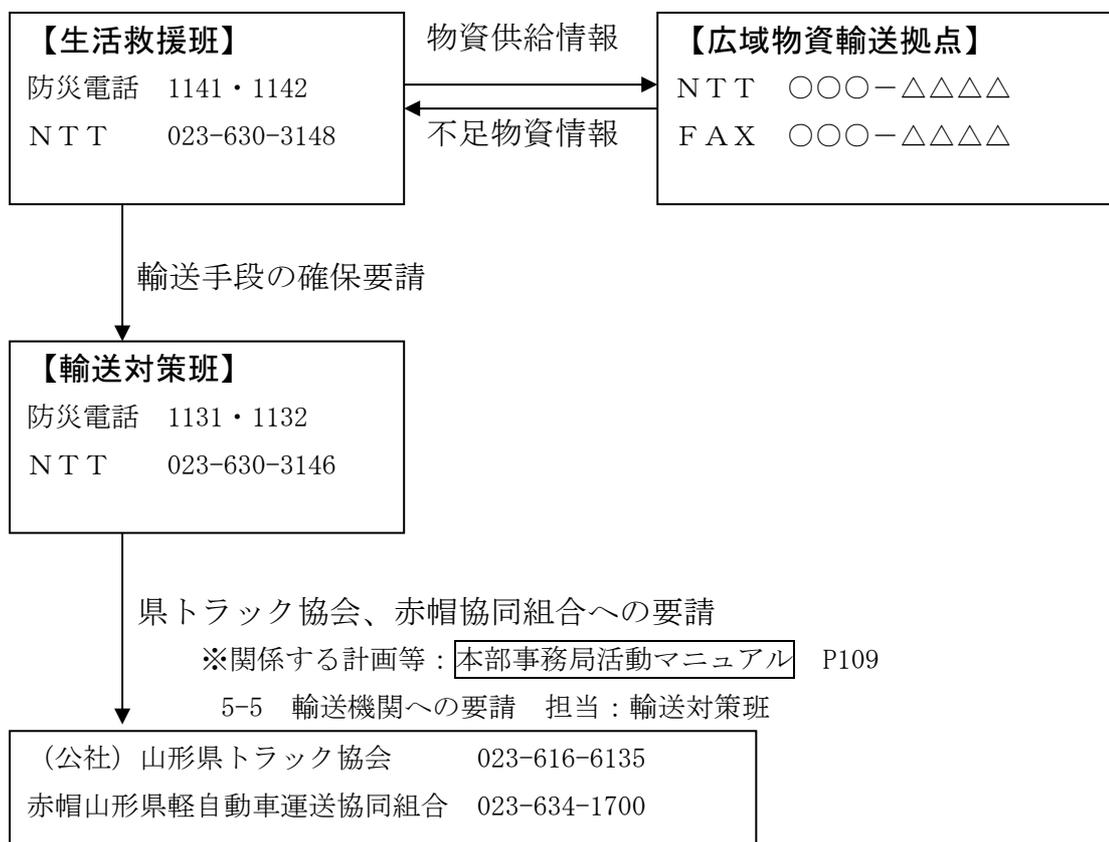
ア 県は、職員を広域物資輸送拠点に派遣する。

イ 県トラック協会及び県倉庫協会は、県の要請を受け、物流専門家及び人員を広域物資輸送拠点に派遣する。

ウ 物資情報を集約・整理のうえ県災害対策本部及び関係機関への情報提供を行う。

エ 県は、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき県トラック協会に救援物資の輸送及び必要な車両の確保を要請する。

県災害対策本部と広域物資輸送拠点との情報共有



④ 地域内輸送拠点等への輸送

広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点又は避難所への救援物資の輸送は県が行う。

(3) 地域内輸送拠点

① 応援要請

輸送対策班は、県トラック協会、県倉庫協会に対し、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき緊急物資輸送及び保管等の要請を行うとともに、地域内輸送拠点への物流専門家を含む人員派遣を依頼する。

また、赤帽協同組合に対し、「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき緊急物資輸送の要請を行う。

② 運営体制

運営責任者（連絡調整）	県（支部（総合支庁）から派遣）
市町村別物資振分け計画作成	県、市町村
救援物資の集積、分類及び保管	県倉庫協会
物資仕分け、荷役	県トラック協会、県倉庫協会 市町村、ボランティア等
輸送及び輸送車両の確保	県トラック協会、赤帽協同組合

※関係する計画等：本部事務局活動マニュアル P121

6-6 配送体制の確立 担当：生活救援班

③ 運営要領

ア 県及び被災市町村は、職員を地域内輸送拠点に派遣する。

イ 県トラック協会及び県倉庫協会は、県の要請を受け、物流専門家及び人員を地域内輸送拠点に派遣する。

ウ 避難所等の物資情報を集約・整理のうえ県災害対策本部及び関係機関への情報提供を行う。

エ 県は、被災市町村が物資配送用車両を確保できない場合は、市町村からの要請を受けて必要な車両を確保する。

オ ボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

④ 避難所等への輸送分担

地域内輸送拠点まで	県
地域内輸送拠点から 市町村の指定避難所等まで	市町村

第5章 その他の応急対策業務に関する受援マニュアル

1 国土交通省（災害派遣）

（1）想定される活動内容

- ① 情報の収集・提供（連絡調整員の派遣を含む）
- ② 職員の派遣
- ③ 災害に係る専門家の派遣
- ④ 車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸付
- ⑤ 通信機器等の貸付及び操作員の派遣
- ⑥ 通行規制等の措置
- ⑦ 関係団体等に対する要請が必要な場合の協力
- ⑧ 必要最小限の災害緊急対応
- ⑨ その他必要と認められる事項

（2）要請の手順

① 連絡調整員の受け入れ

県災害対策本部は、国土交通省から連絡調整員が派遣された場合はそれを受け入れ、連絡調整員を通じ、情報の収集・提供に努める。

また、県災害対策本部が災害対策本部員会議等を開催する場合は、連絡調整員に出席を求めるなど、国土交通省への情報提供に努める。

② 応援内容の調整

県災害対策本部は、国土交通省に対し職員派遣又は応急措置要請を行う場合は、事前に次のとおり要請事項を明らかにして調整を行う。

ア 職員派遣要請の場合

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 応急措置要請の場合

応急措置の内容、実施場所及びその他必要な事項を明らかにして要請する。

③ 応援要請先

要請先機関名		連絡先
国土交通省 東北地方整備局	山形河川国道事務所	N T T 電話 023-688-8421
	酒田河川国道事務所	N T T 電話 0234-27-3331
	新庄河川事務所	N T T 電話 0233-22-0251

※国土交通省から連絡調整員が派遣されている場合は、連絡調整員との調整を踏まえ要請する。

(3) 派遣部隊の受入体制の整備

① 交通手段の確保

派遣部隊の交通手段は、原則として派遣側で確保する。ただし、派遣側から現地での交通手段の確保の要請があった場合は、県災害対策本部管理班（以下「管理班」という。）は次により交通手段を確保する。

ア 公用車

管財課が管理する公用車又は各課保有の公用車を確保する。

イ その他交通手段

公用車が不足する場合は、県災害対策本部輸送対策班（以下「輸送対策班」という。）にバス等を確保するよう依頼する。

輸送対策班は、山形県バス協会へ必要な台数のバス等の確保を要請する。

② 宿舎の確保

派遣部隊の宿泊先は、原則として派遣側で確保する。ただし、宿泊先の提供の要請がある場合は、管理班は県災害対策本部総合調整班（以下「総合調整班」という。）の対策担当と調整し、派遣先の総合支庁に設置された県災害対策本部地域支部（以下「地域支部」という。）に対し、次により応援職員の宿舎等を確保するよう指示し、報告を求める。

ア 宿泊施設

公的宿泊施設等を優先して選定し、不足する場合は民間宿泊施設を確保する。

イ 臨時宿泊施設

既存宿泊施設を確保できない場合、庁舎の一部を臨時宿泊施設とし、寝袋、毛布、ストーブ等の宿泊用具を確保する。

(4) 災害現場における調整

災害緊急対策派遣隊（TEC-FORCE）等は、災害現場において活動を実施する場合には、消防・警察・自衛隊等の部隊が設置する合同調整所等において、当該部隊との間で密接に情報共有を図り各部隊相互の活動内容を調整し、連携して活動する。

2 避難所運営支援等に関する応援要請

(1) 被災地における応急対策業務に関する需要の把握（地域支部）

① 被災市町村への連絡調整員の派遣等による被災地からの情報収集

地域支部長は、被災市町と密接に連携し、災害情報及び県に対する要請等の迅速かつ適確な収集並びに必要な支援の調整を行うため、地域支部を構成する総合支庁各部及び出先機関の職員のうちから必要な人数を、連絡調整員として管内の市町災害対策本部等に派遣し、情報収集を行う。

地域支部長は、収集した情報を県災害対策本部長（以下「本部長」）に報告する。

(2) 応援の要請

① 応援要請の内容決定

本部長は、被災市町村の要請及び収集した災害情報を総合的に勘案し、県で協力可能な事項と、県内の自治体による応援職員の派遣だけでは対応困難と認められる事項に区分する。

県は、県で協力可能な事項については、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。

県内の自治体による応援職員の派遣だけでは対応困難と認められる事項については、「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請を行うため、本部長は次の事項に係る応援要請内容を決定する。

- ア 応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む）
- イ 総括支援チーム派遣の必要性
- ウ その他の情報（応援職員の派遣に関して必要な事項）

② 「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請

知事は、大規模な災害が発生した場合に、県内の自治体による応援職員の派遣だけでは対応困難な場合は、「応急対策職員派遣制度」に基づき、「北海道。東北ブロックの幹事道県（令和5年度：北海道）を通じて、被災地域ブロック内の地方公共団体に対し応援要請を行う。「被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第一段階支援）」

要請先	連絡先
【幹事道県】 北海道危機対策課	電 話：011-204-5014 F A X：011-231-4314
【副幹事道県】 岩手県防災課	電 話：019-629-5165 F A X：019-629-5174
総務省公務員課応援派遣室	電 話：03-5253-5230 F A X：03-5253-5552

③ 国に対する応援要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにして、指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の職員の派遣について、あつせんを求める。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

【連絡先】

機 関 名	連 絡 先	
	電 話	F A X
内 閣 府 政策統括官（防災担当） （国への応援要請、救助法等）	総括 03-3501-5408 6-8090-23023※中央無線	03-3503-5690
	災害緊急事態対処担当 03-3501-5695 6-8090-23104※中央無線	03-3503-5690
	調査・企画担当 03-3501-5693 6-8090-23204※中央無線	03-3581-6820
	防災計画担当 03-3501-6996 6-8090-23254※中央無線	03-3581-7510
	被災者生活再建担当(救助法) 03-3503-9394 6-8090-23154※中央無線	03-3502-6034

※内閣府から連絡調整員が派遣されている場合は、連絡調整員との調整を踏まえ要請する。

(3) 応援職員受入調整

① 応援職員の確認

管理班は、総合調整班に国（指定行政機関、指定地方 行政機関）又は「応急対策職員派遣制度」に基づく応援職員の名簿（山形県大規模災害発生時の災害隊本部事務局活動マニュアル 管理班様式9）の提出を求める。

管理班は、応援職員の名簿を人事課に提供する。

② 交通手段の確保

応援職員の交通手段は、原則として派遣側で確保する。派遣側から現地での交通手段の確保の要請があった場合は、管理班は、次により交通手段を確保する。

ア 公用車

管財課が管理する公用車又は各課保有の公用車を確保する。

イ その他交通手段

公用車が不足する場合は輸送対策班に依頼し、バス等を確保する。

輸送対策班は、山形県バス協会へ必要な台数のバス等の確保を要請する。

③ 宿舍の確保

応援職員の宿泊先は、原則として派遣側で確保する。派遣側から宿泊先の提供の要請がある場合は、管理班は総合調整班と調整し、派遣先の地域支部

に対し、次により応援職員の宿舎等を確保するよう指示し、報告を求める。

ア 宿泊施設

公的宿泊施設等を優先して選定し、不足する場合は民間宿泊施設を確保する。

イ 臨時宿泊施設

既存宿泊施設を確保できない場合、庁舎の一部を臨時宿泊施設とし、寝袋、毛布、ストーブ等の宿泊用具を確保する。

※関係する計画等：本部事務局活動マニュアル P69

3-5 応援職員の受入れ調整 担当：管理班

3 県への人的・物的支援に関する応援要請

(1) 応援の要請

① 連絡調整員の受け入れ

「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」ではカバー道県を設置しており、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に連絡調整員が派遣される。県災害対策本部は、カバー道県から連絡調整員が派遣された場合はそれを受け入れる。

また、県災害対策本部が災害対策本部員会議等を開催する場合は、連絡調整員の出席や会議資料の共有など、連絡調整に十分配慮する。

② 応援要請の内容決定

本部長は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせんその他支援を必要とする事項については、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく応援要請を行うため、本部長は次の事項に係る応援要請内容を決定する。

ア 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

イ 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容

ウ 職種及び人数

エ 応援区域又は場所及びそれに至る経路

オ 応援期間（見込みを含む。）

カ その他特に必要と認める事項

ただし、「応急対策職員派遣制度」に基づき支援することが決定された業務を除く。（「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」は、被災道県への支援を基本とし、被災市町村へは、「応急対策職員派遣制度」に基づく支援が基本と整理されている。

③ 「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」に基づく
応援要請

知事は、大規模な災害が発生した場合に、県のみでは十分な災害応急対策が実施できないと認めた場合は、「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定書」に基づき、応援調整窓口（カバー道県）又は幹事県へ応援を要請する。

	要請先	連絡先
カ バ ー 道 県	【第１順位】 宮城県 復興・危機管理総務課	NTT TEL：022-211-2375 消防防災無線：6-04-8-2375 NTT FAX：022-211-2398 消防防災無線：6-04-8-2398
	【第２順位】 新潟県 危機対策課	NTT TEL：025-282-1638 消防無線：6-15-11 FAX：025-282-1640 消防無線：6-15-11
	【第３順位】 福島県 災害対策課	TEL：024-521-7194 消防無線：6-07-61 FAX：024-521-7920 消防無線：6-07-60
幹 事 道 県	【幹事道県】 北海道 危機対策課	TEL：011-204-5900 消防無線：6-01-11 FAX：011-231-4314 消防無線：6-01-11
	【副幹事道県】 岩手県 防災課	TEL：019-629-5165 消防無線：6-03-17 FAX：019-629-5174 消防無線：6-03-40

(2) 応援職員受入調整

「2 避難所運営支援等に関する応援要請 (3) 応援職員受入調整」に同じ

3 その他の業務

上記以外の受援業務（被災建築物応急危険度判定等）に係る要請先については、山形県大規模災害発生時の災害隊本部事務局活動マニュアル資料編「12 県における応援要請先連絡表」参照。

第6章 進出拠点・活動拠点等

1 進出拠点

(1) 進出拠点の位置づけ

消防・警察及び自衛隊の各広域応援部隊が、被災地に進出する際の目標とするとともに、一時的に集結する拠点

(2) 進出拠点の選定

あらかじめ定めた候補地から被災市町村と調整のうえ選定する。当該施設及び進入ルートへの被害や当該施設の規模・設備等を考慮する。

2 活動拠点（宿泊場所、活動車両駐車場、ヘリポート等）

(1) 活動拠点の位置づけ

消防・警察及び自衛隊の広域応援部隊が被災地において活動するための拠点

(2) 活動拠点の選定

あらかじめ定めた候補地から被災市町村と調整のうえ選定する。当該施設及び進入ルートへの被害や当該施設の規模・設備等を考慮する。

3 災害拠点病院

(1) 災害拠点病院の位置づけ

災害時の患者受入機能、水・医薬品・医療機器の備蓄機能が強化され、応急用資器材の貸出し等により、地域の医療施設を支援する機能等を有する災害時に拠点となる病院

(2) DMAT活動拠点本部となる病院等の選定

DMAT調整本部が災害拠点病院等から選定

(3) DMAT活動拠点本部の管理運営

① DMAT活動拠点本部の組織

ア 責任者：先着したDMAT隊の統括DMAT（先着したDMATの責任者が統括DMAT登録者でない場合は、統括DMAT登録者が到着後に権限を委譲）

イ 本部要員：県内外DMAT隊員等

② DMAT活動拠点本部の業務

ア 参集したDMATの指揮及び調整

イ 管内におけるDMAT活動方針の策定

ウ 管内の病院支援指揮所及び現場活動指揮所の指揮

エ 管内の病院等の被災情報等の収集

- オ 都道府県内で活動するDMAT、医療機関へのロジスティクス
- カ DMAT調整本部、災害対策本部、地域災害医療対策会議等との連絡及び調整
- キ 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整
- ク 医師会、保健所等と連携し、地域災害医療対策会議におけるコーディネート機能の支援
- ケ ドクターヘリの運航と運用に関わる調整
- コ 厚生労働省との情報共有
- サ その他必要な事務

4 災害拠点精神科病院

(1) 災害拠点精神科病院の位置づけ

被災地からの精神障がい者の優先受入対応、広域搬送に係る調整、DPAT活動拠点本部の設置等の役割を担う精神科病院

(2) DPAT活動拠点本部となる病院の選定

原則として山形県内の4圏域ごとに指定した災害拠点精神科病院内にDPAT活動拠点本部を設置

(3) DPAT活動拠点本部の管理運営

① DPAT活動拠点本部の組織

- ア DPAT現場統括者：DPAT活動拠点本部設置病院のDPAT隊員
- イ 活動拠点本部員：DPAT活動拠点本部設置病院のDPAT隊員

② DPAT活動拠点本部の業務

- ア 県内外から派遣されるDPATの受入準備
- イ 参集したDPATの指揮及び調整
- ウ 被災地域の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報収集とDPAT並びに他の救護班などとの情報共有
- エ 山形県DPAT調整本部、他の活動拠点本部、保健所、行政（市町村）等との情報共有、連絡及び調整
- オ その他必要となる業務

5 SCU (Staging Care Unit=航空搬送拠点臨時医療施設)

(1) SCUの位置づけ

航空機搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置される臨時医療施設

(2) SCUの設置

県は、次のいずれかに該当した場合、DMAT、消防機関、自衛隊等の関係機関を招集し、SCUを設置する。設置場所の選定にあたっては、SCU資器材を配備して

いる山形空港・庄内空港を優先する。

- ① 国が本県内における広域医療搬送の実施を決定したとき
- ② 県が被災者の人命救助のためSCUの設置が必要と判断したとき

(3) SCUの管理運営

① SCU本部の組織

ア 責任者：県職員

イ 本部要員：県内外DMAT、消防機関、自衛隊等関係機関

② SCU本部の主な業務

ア 参集したDMATの指揮及び調整

イ 診療部門、広域搬送機内活動部門、地域医療搬送部門、搬送班の設置及び運営

ウ 広域医療搬送等に関する情報収集

エ 広域医療搬送患者の情報管理

オ 搬送手段の調整

カ 地域における受入医療機関の調整

キ DMAT、医療機関への医薬品等の確保、連絡及び調整

ク DMAT調整本部、県災害対策本部等との連絡及び調整

ケ 消防、自衛隊、医師会等の関連機関との連携及び調整

コ ドクターヘリの運航と運用に関わる調整

サ 厚生労働省との情報共有

6 広域物資輸送拠点

(1) 広域物資輸送拠点の位置づけ

各地から寄せられる救援物資を集積・配分する拠点

(2) 発災時における広域物資輸送拠点の選定

① 選定基準

ア あらかじめ候補施設を選定しておく。(資料編 P27)

被災地域への交通アクセス等を考慮し、輸送対策班において候補施設を選定する。

イ 輸送対策班は、アで選定された候補施設が使用可能かを当該施設管理者に確認するとともに、使用の了解を得て決定する。

ウ 輸送対策班は、広域物資輸送拠点を決定したら、生活救援班に連絡し、当該施設の運営体制を確立するよう依頼する。

エ 全県的に被災し、候補施設が使用できない場合は、隣県への設置を検討する。

② 民間倉庫の活用

広域物資輸送拠点は、候補施設を優先して選定するが、候補施設が使用不可能な場合は、東北運輸局及び県倉庫協会等と協議し、民間候補施設から選定する。民間施設（倉庫）の拠点としての使用は、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」等に基づいて実施する。

(3) 広域物資輸送拠点の運営（再掲）

① 応援要請

輸送対策班は、県トラック協会、県倉庫協会に対し、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき緊急物資輸送及び保管等の要請を行うとともに、広域物資輸送拠点への物流専門家を含む人員派遣を依頼する。

② 運営体制

運営責任者（連絡調整）	県（輸送対策班員を派遣）
救援物資の集積、分類及び保管	県倉庫協会
物資仕分け、荷役	県トラック協会、県倉庫協会
輸送及び輸送車両の確保	県トラック協会

③ 運営要領

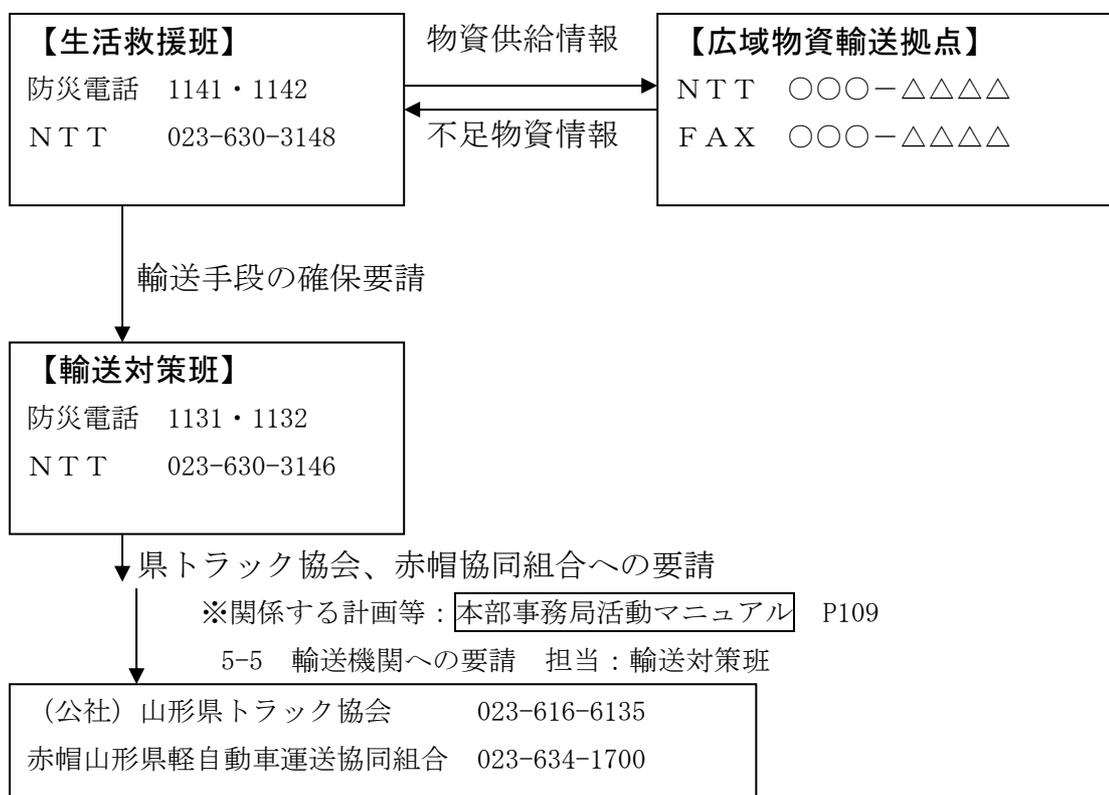
ア 県は、職員を広域物資輸送拠点に派遣する。

イ 県トラック協会及び県倉庫協会は、県の要請を受け、物流専門家及び人員を広域物資輸送拠点に派遣する。

ウ 物資情報を集約・整理のうえ県災害対策本部及び関係機関への情報提供を行う。

エ 県は、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき県トラック協会に救援物資の輸送及び必要な車両の確保を要請する。

県災害対策本部と広域物資輸送拠点との情報共有



④ 地域内輸送拠点等への輸送

広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点又は避難所への救援物資の輸送は県が行う。

7 地域内輸送拠点

(1) 地域内輸送拠点の位置づけ

被災地内の道路交通の混乱が解消するまでの間、救援物資を集積・配分する拠点

(2) 発災時における地域内輸送拠点の選定

救援物資供給要請量の把握及び県保有物資の確認後に地域内輸送拠点を指定する。

※関係する計画等：本部事務局活動マニュアル P113

6-2 供給要請量の確認、県保有物資の確認 担当：生活救援班

① 選定基準

ア 輸送対策班は、地域内輸送拠点の候補地を選定するため、高速道路整備推進室、道路保全課、空港港湾課に対し、道路の被害状況について報告を求める。

輸送対策班は、あらかじめ指定された地域内輸送拠点候補施設から候補地を選定する。

被災地（避難所）へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該集積拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を候補地として選定する。

イ 輸送対策班は、アで選定された候補地が適切かどうか、当該候補地を管轄する支部（総合支庁）と協議のうえ選定する。

ウ 輸送対策班は、イにより選定した施設を地域内輸送拠点として使用することについて、支部（総合支庁）を通じて施設管理者の了解を得る。

エ 輸送対策班は、地域内輸送拠点を選定したら、生活救援班に連絡し、当該施設の運営体制を確立するよう依頼する。

※関係する計画等：本部事務局活動マニュアル P107 及び資料編 P65

5-4 地域内輸送拠点の指定 担当：輸送対策班

(3) 地域内輸送拠点の運営（再掲）

① 応援要請

輸送対策班は、県トラック協会、県倉庫協会に対し、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき緊急物資輸送及び保管等の要請を行うとともに、地域内輸送拠点への物流専門家を含む人員派遣を依頼する。

また、赤帽協同組合に対し、「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき緊急物資輸送の要請を行う。

② 運営体制

運営責任者（連絡調整）	県（支部（総合支庁）から派遣）
市町村別物資振分け計画作成	県、市町村
救援物資の集積、分類及び保管	県倉庫協会
物資仕分け、荷役	県トラック協会、県倉庫協会 市町村、ボランティア等
輸送及び輸送車両の確保	県トラック協会、赤帽協同組合

※関係する計画等：[本部事務局活動マニュアル](#) P121

6-6 配送体制の確立 担当：生活救援班

③ 運営要領

ア 県及び被災市町村は、職員を地域内輸送拠点に派遣する。

イ 県トラック協会及び県倉庫協会は、県の要請を受け、物流専門家及び人員を地域内輸送拠点に派遣する。

ウ 避難所等の物資情報を集約・整理のうえ県災害対策本部及び関係機関への情報提供を行う。

エ 県は、被災市町村が物資配送用車両を確保できない場合は、市町村からの要請を受けて必要な車両を確保する。

オ ボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

④ 避難所等への輸送分担

地域内輸送拠点まで	県
地域内輸送拠点から 市町村の指定避難所等まで	市町村